

長崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、並びに犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関 国、県、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネットを通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、

名誉の毀損、平穩な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 本市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、次に掲げる施策を実施する責務を有する。

(1) 犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに二次被害及び再被害の防止を図るための施策

(2) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穩な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者が理解を深め、地域社会が犯罪被害者等を支援する気運の醸成を図るための施策

2 本市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関と連携し、及

び協力して行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、本市及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、並びに犯罪被害者等の就労又は勤務について十分配慮し、その事業活動において犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう努めなければならない。

2 事業者は、本市及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第7条 本市は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第8条 本市は、犯罪被害者等の支援に係る部局が緊密に連携して適切な支援を行うため、犯罪被害者等の支援に係る総合的な窓口を設置するものとする。

2 本市は、関係機関と緊密に連携し、及び協力して犯罪被害者等の総合

的な支援を円滑に行うことができるよう体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第10条 本市は、犯罪等により犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、見舞金その他の給付を行うものとする。

2 前項の給付の対象となる者、その額その他給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(居住の安定)

第11条 本市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（長崎市営住宅条例（平成9年長崎市条例第25号）第2条第1号に掲げる市営住宅をいう。）の一時的な利用のための配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 本市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの早期の回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第14条 本市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いへの配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第15条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(学校における教育及び支援)

第16条 本市は、児童又は生徒が犯罪等の当事者となることがないように理解を深めるため、学校において、児童又は生徒の発達段階に応じた教育活動が行われるよう必要な支援を行うものとする。

2 本市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、その置かれている状況に応じて十分な配慮が行われるよう必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第17条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないときと認めるときは、犯罪被害者等の支援を制限することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。